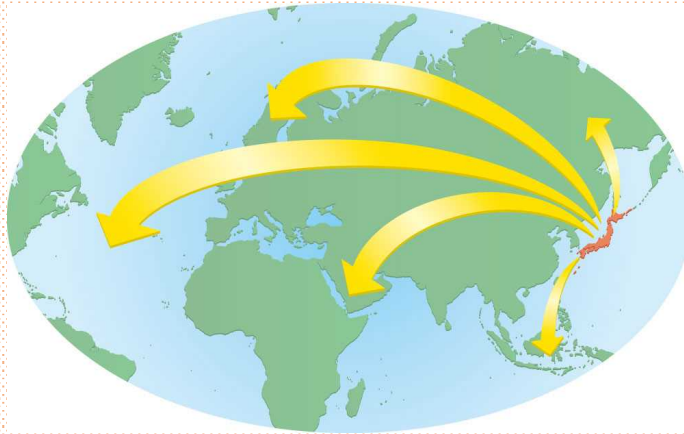


令和4年度 近畿農政局

輸出に取り組む優良事業者表彰



公募期間
10/31 (月) ~
1/13 (金)



対象

農林水産物・食品の輸出に係わる業務に携わる団体(企業、法人、任意団体等)又は個人。農林漁業者だけでなく、製造業者、販売業者、流通業者なども対象。また自薦・他薦を問いません。

表彰

近畿農政局長賞
3点程度

表彰式

令和5年3月予定
(近畿農政局内)

お問い合わせ先

近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102
TEL:075-414-9101 FAX:075-414-7345 担当 嶋

◇ 応募要領 ◇

応募方法・期間

以下の提出書類を作成の上、令和4年10月31日(月)から令和4年1月13日(金)の間に、以下の提出先に、①郵送 ②ファックス ③電子メール のいずれかの方法により送付してください。また応募に係る費用は応募者の負担とします。なお送付いただいた応募に関する書類は返却いたしません。また他薦の場合は、推薦しようとする輸出事業者がこの要領の内容を理解いただき同意を得たうえで推薦することとします。

◇提出書類◇

- ①右記 応募様式(必要事項を記入してください)
(HPからもダウンロードできます)
<http://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusytu/yuryouhyoshou.html>〇〇
 - ②取組内容がわかる写真又は図表など
 - ③その他取組内容に関する資料
 - ④会社概要(パンフレットなど)
- ※①②は必須。

◇提出先◇

近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課 あて
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下
ル丁子風呂町102 京都農林水産総合庁舎
電子メール: 次の担当者あて
hiroaki_shima960@maff.go.jp
(輸出促進課: 嶋)
ファックス : (075)414-7345

審査

近畿農政局内に「審査会」を設置し、下記の「近畿農政局輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準(令和4年度)」により審査委員が選考を行います。また、必要に応じて電話等による調査や現地調査を行うことがあります。なお、選考に関する経緯、経過については公表いたしません。

近畿農政局輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準 (令和4年度)

審査項目	選賞基準(審査の視点)
輸出規模	1 輸出事業者における我が国の農林水産物・食品の年間輸出額、量、品目等が一定以上あるか
	2 輸出事業者による輸出が一定規模継続的に行われているか
成長性	3 輸出事業者における輸出額、量、品目等が増加しているか
	4 輸出事業者における輸出国が増加しているか
イノベーション	5 輸出拡大に向けて生産面・流通面等において斬新的な取組が行われているか
	6 これまでに輸出できなかった国への販路を切り開いているか
	7 輸出を可能にするための商品開発・技術革新が行われているか
	8 既存流通とは異なるビジネスモデルを構築しているか
定着性	9 輸出を継続するために継続的な販路開拓が行われているか
	10 日本の農林水産物・食品を浸透させるための工夫が行われているか
	11 他の輸出国と差別化するためのブランディングができているか
波及効果	12 日本の農林水産物・食品の拡大に繋がる取組となっているか
	13 農林漁業者が新たに輸出に取り組めるような取組となっているか
	14 他の輸出事業者に参考となるような取組となっているか
特有性	15 近畿地区の農林水産業、食品産業の発展に貢献する取組となっているか
	16 文化、歴史、風土等の面において近畿地区に特有の取組となっているか

結果発表

審査結果は受賞者へ直接通知します。また令和5年3月頃に近畿農政局HP等で公表します。なお公表に当たっては受賞者の連絡先(代表者、住所、担当者等)のほか取組内容もあわせて公表します。

その他

応募内容が事実と異なる場合は、表彰候補に選定されてもいても無効となる場合があります。